

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

県内では、7月中旬以降、オミクロン株のB A. 5系統への置き換わりが進んだ影響もあり、陽性者が急増し、昨日の検査では過去最多の2, 841名が確認されました。

このかつて経験したことがない第7波の感染拡大に伴い、入院患者が増加し、病床使用率は50%を上回る状況が続き、保健・医療の負荷は非常に高い状況にあります。

更に今後、夏のイベントやお盆の帰省等による都道府県をまたぐ人の移動、接触機会の増加により、感染が一層拡大することが懸念されます。

こうした深刻な状況の中、県では、本日、「保健・医療のひっ迫回避」と「感染回避のための対策強化」を取り組みの2本柱とした「愛媛県B A. 5対策強化宣言」を発出（期間：8月9日（火）～8月31日（水））し、別添のとおり感染拡大防止の取り組みをお願いすることとしました。

今回の第7波も「オール愛媛」で乗り切るため、県民、事業者、市町の皆様におかれましては、同宣言による要請内容等を徹底していただき、これまでよりも更に感染回避側に立った行動にシフトしていただくことが極めて重要です。

新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和4年8月9日

愛媛県知事 中村時広

令和4年8月9日

「愛媛県 B A . 5 対策強化宣言」 新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

- 1 区域 愛媛県全域
- 2 期間 令和4年8月 9日（火）から
令和4年8月31日（水）まで
- 3 要請内容等 次ページ以降のとおり

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

要 請

【県民の皆さんへの要請】（特措法第24条第9項にもとづく）

○感染対策の徹底

- 特に会食、イベント、地域スポーツ・文化活動の対策強化への協力

○高齢者への感染を防ぐ対策の徹底

- 高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族の方は、混雑した場所への出入りを控えるなど、感染リスクを回避
- 帰省して高齢の親族等と会う方は、帰省前に陰性を確認

○防災の観点も含め、3日分程度の水や食料、市販薬等を備蓄

要 請

【県民の皆さんへの要請】

(特措法第24条第9項にもとづく)

○会食関係

- ① 大人数、長時間を避けて、認証店を推奨
- ② 1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、体調のすぐれない方は、絶対に出席しない・させない
(事前に主催者等が必ず確認を)
- ③ 無料検査も積極的に活用を
- ④ 参加者全員の連絡先を一元的に把握
- ⑤ 飲酒を伴う会食は特に注意
- ⑥ 会食参加後は、周囲への二次感染に注意
- ⑦ 夏休みで帰省した友人や普段顔を合わせない親族等との会食は、事前に無料検査を活用するなど特に注意
- ⑧ 職場等身近な範囲で、陽性が確認された場合は接触が軽くても、念のため会食に参加しない

要 請

【県民の皆さんへの要請】（特措法第24条第9項にもとづく）

○夏のイベント対策の徹底・強化

- 参加者は、
 - ・イベント参加時の感染回避行動を徹底
（イベント前後に羽目を外した飲み会やカラオケ等はないなど）

○地域スポーツ・文化活動の対策強化 （県立学校の部活動停止の統一基準等の準用）

○検査の受検

- 感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受検すること。

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

※「5つの場面」

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 飲酒を伴う懇親会等 | ② 大人数や長時間におよぶ飲食 |
| ③ マスクなしでの会話 | ④ 狭い空間での共同生活 |
| ⑤ 居場所の切り替わり | |

要 請

【事業者の皆さんへ】（特措法第24条第9項にもとづく）

○業種別ガイドラインの遵守

○テレワークや時差出勤等の推進

○業務継続のため、BCP（業務継続計画）の点検・実施

○夏のイベント対策の徹底・強化

- イベント（夜市、夏祭り、花火大会等）主催者は、
 - ・不特定多数が集まるイベントは、酒類の提供や露店の出店なども含め、コロナ前よりも規模、内容等を縮小・見直し
 - ・三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底（誘導、見回り、注意喚起など）

○従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」「陰性証明」等の提出を求めない

要 請

【事業者の皆さんへの要請】 (特措法第24条第9項にもとづく)

○人が集まる場所での感染対策の徹底

- 大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等）
- 地下食品売り場やフードコート等の感染対策

○高齢者施設、学校・保育所等の感染対策の強化

○飲食店での感染対策の徹底

要 請

【事業者の皆さんへ】（特措法第24条第9項にもとづく）

○イベント等の開催制限

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	大声なし 100%以内 (※) 大声あり 50%以内 ※観客等が、「通常よりも大きな声量で」、「反復・継続的に 声を発すること」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分 に施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)
条件	○「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則 HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの 公表）するとともに、イベント終了日から1年間保 管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の 不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を 県に提出する	○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間 前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告 書」を県に提出する。ただし、問題が発生（クラス ター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、 直ちに提出する

☑ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。

要 請

【市町への要請】（特措法第24条第9項にもとづく）

○夏のイベント対策の徹底・強化

- 地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼
※県においても市町と連携し、イベントの見回りを実施
- 市町は計画段階で対策が十分徹底できない場合は、更に縮小又は中止を要請
- 主催者と協力し、対策内容を参加者に見える形で周知

○公共施設（スポーツ・文化活動施設）の貸出条件・管理の強化

○ワクチン接種の加速化に向けた取り組みの強化

協力依頼

【県民の皆さんへの協力依頼】

○適正受診への協力

- 症状に応じた適切な医療受診
 - ・休日・夜間の混雑緩和のため、症状が軽い場合は、心配であれば、平日の日中に受診

○ワクチン接種の促進

- 親子接種、予約なし接種、夜間接種等の活用

○一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意県外往来

○換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて

協力依頼

【事業者の皆さんへの協力依頼】

- 無料検査等で陽性となった無症状の従業員が療養できる
自主療養システムへの協力

- 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて
※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

【福祉施設への協力依頼】

- 面会制限は、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施
- 特に高齢者施設においては、面会者全員の陰性証明を確認するなど
感染対策を徹底